

議案第18号

松阪市移動通信用鉄塔施設条例の一部改正について

松阪市移動通信用鉄塔施設条例（平成20年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

平成30年2月14日 提出

松阪市長 竹上 真人

松阪市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例

松阪市移動通信用鉄塔施設条例（平成20年松阪市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

松阪飯高赤桶北局	松阪市飯高町赤桶1703番地
----------	----------------

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。